

インドネシア個人データ保護法(UU PDP)

当局はいない。 でも期限は来る？

施行規則GR 33/2026の施行に向けた
日系企業の実務対応

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

2026年10月

2027.1.16

施行規則が施行

2%

制裁金は年間収入の

72

時間で本人請求に対応

インドネシア子会社、 「当局がないから様子見」で大丈夫？

1

当局がないのに、
何が動いている？

2

2027.1.16までに、
何を作る？

3

本社・クラウドへの
移転をどう説明？

先に答えを示し、そのあと根拠をたどります

答えは3つ

1

法律はもう全面適用

2024年10月から。刑事判決・アクセス遮断は現に動いている

2

期限は2027年1月16日

GR 33/2026がROPA・DPIA・DPO・移転・72時間対応を具体化

3

当局ができた日から「2%」

最初に見られるのはDPO・ROPA・漏えい対応という外形的な項目

→「様子見」が、いちばんリスクの高い選択

まず押さえる

4つの数字

2027.1.16

施行規則の
施行日

公布 2026.7.16

3×24時間

漏えいを本人と
当局へ通知

第46条

2%

行政制裁金の上限
(年間収入)

第57条第3項

60億ルピア

刑事罰金の上限
(法人は10倍)

第68条・第70条

制裁金は売上高連動(最大2%)。日本のような定額上限ではない

6つのPARTで答える

1

全体像と比較

Q. なぜ日系企業が対象？

2

規制の現在地と執行

Q. 当局不在で何が動く？

3

日常の処理ルール

Q. GR 33で何を作り込む？

4

越境移転・PSE・国内保管

Q. 本社に送ってよい？

5

本人の権利・M&A・漏えい

Q. 72時間で動ける？

6

2027年1月への準備

Q. 何から着手する？

まとめ:よくある誤解6つ / 優先点検7つ / 結論

略語ガイド

UU PDP

個人データ保護法(2022年法律第27号)

GR 33/2026

施行規則(2027年1月16日施行)

Lembaga PDP

個人データ保護庁(未設立)

Komdigi

通信デジタル省(暫定的に監督)

MK

憲法裁判所

PPDP

DPO(個人データ保護責任者)

ROPA

処理活動記録

DPIA

データ保護影響評価

DPA

データ処理契約

DSAR

本人からのアクセス請求

SCC／BCR

標準契約条項／拘束的企業準則

PSE

電子システム事業者(登録制度)

PART 1

全体像と比較

Q なぜ日系企業が対象になる？
日本・GDPRと何が違う？

ここで分かること

域外適用 / 4つの役割 / 2022→2027年の歩み / 3法の比較

なぜ日系企業に関係するのか



監督当局が未設立でも、法律・施行規則・周辺規制は動いている

4つの役割: 本人・管理者・処理者・DPO

本人

Subjek Data Pribadi

データで識別される個人

第1条

管理者

Pengendali Data Pribadi

処理の目的・手段を決定

第20条以下

処理者

Prosesor Data Pribadi

管理者に代わり処理

第51条

DPO(PPDP)

Pejabat Pelindungan Data Pribadi

遵守の監督・助言・窓口

第53条・第54条

GR 33/2026: 管理者の義務を減免する「免責条項」は禁止 → 契約・ポリシーを点検

2022→2027年:インドネシアPDP法の歩み

2022.10.17

UU PDP
公布・施行

2025.7.30

憲法裁151号
DPO義務を拡大

2026.2

当局設立の
大統領規則案

2026.7.16

GR 33/2026
公布

2024.10.17

移行期間終了
全面適用

2026.1.2

2026年法律1号
刑事規定を調整

2026.5.20

規則案を
大統領の手續へ

2027.1.16

GR 33/2026
施行

法律が先に全面適用 → 規則と当局が後から追いかける

日本・GDPR・インドネシアを「ひと言」で

日本(個人情報保護法)

「目的＋同意」型

要配慮の取得・目的外利用・第三者提供は同意。「正当な利益」なし

EU(GDPR)

「根拠」型

6つの法的根拠が並列。同意は一つにすぎない(第6条)

インドネシア(UU PDP)

「根拠」型＋形式要件

6つの根拠が並列(第20条2項)。同意の形式要件が細かい

条文の構造はGDPR型、同意の形式要件はインドネシア独自

比較表①: 誰が・何を根拠に

項目	日本	EU(GDPR)	インドネシア
監督当局	個人情報保護委員会	各国監督機関 + EDPB	未設立／Komdigiが暫定
法的根拠	目的 + 同意が原則	6つの根拠(第6条)	6つの根拠(第20条2項)
「正当な利益」	なし(令和8年改正でも不導入)	あり(第6条1項(f))	あり(LIAと記録が前提)
センシティブ	要配慮: 取得に本人同意	原則禁止 + 例外(第9条)	特定個人データ(財務も)
DPO	法定義務なし	一定の場合に義務(第37条)	3要件のどれか1つで義務

GDPRと同じ・ほぼ同じ

インドネシア独自の特徴

比較表②:期限とお金

項目	日本	EU(GDPR)	インドネシア
漏えい通知	速報3～5日／確報30日	72時間(当局へ)	3×24時間(本人+当局)
本人請求の回答	遅滞なく	1か月(+2か月延長)	72時間(GR 33/2026)
越境移転	同意・体制整備・十分性国	十分性・SCC・BCR	3段階／制度は当局待ち
制裁金	課徴金を新設(施行前)	2,000万ユーロ／売上高4%	年間収入の2%(当局不在)
域外適用	あり(第171条)	あり(第3条2項)	あり(第2条)

GDPRと同じ・ほぼ同じ

インドネシア独自の特徴

→ 条文はGDPR型、期限は最も短い

PART 2

規制の現在地と執行

Q 当局がないのに、
何が動いている？

ここで分かること

UU PDP / GR 33/2026 / 当局の状況 / 制裁 / 執行の実際

UU PDP:2024年10月からすでに全面適用

構成

2022年法律第27号
全16章76条／公私両部門に適用

適用時期

2022年10月17日施行
移行期間は2024年10月17日に終了

データ区分(第4条)

一般データと特定個人データ
(健康・生体・遺伝子・犯罪記録・
子ども・財務)

主な柱

根拠(第20条)／権利(第5～15条)
漏えい(第46条)／DPO(第53条)
移転(第55条～)／制裁(第57条～)

特定個人データに「財務データ」— 金融・保険・割賦では対象が広い

GR 33/2026:約4年待った施行規則

公布

2026.7.16

↓ 6か月

施行

2027.1.16

全225条

具体化されたこと

法的根拠と同意の要件
本人の権利・管理者の義務
ROPAと保存方針
DPIA・DPO
漏えい通知・越境移転
損害賠償・行政制裁の手続

当局設立まで残る空白

十分性認定国のリスト
当局が定めるSCC
BCRの承認手続
DPIAの具体的手法
執行の実務

文書の流通は8月下旬から。参照版が官報掲載の正本かを確認

監督当局：法律にはあるが、まだ存在しない

Lembaga PDP

大統領直属(第58条～)
設立期限の定めなし
現時点で未設立

Komdigi

デジタル空間監督総局
が暫定的に監督
(規則2025年1号)

憲法裁判所

制定期限を求める
訴訟が係属
政府は7月27日に反対

設立の見通し

2026.2末

大統領規則案が公に

2026.5.20

➤ 大統領の制定手続へ

署名・公布

➤ 未確認(9月時点)

稼働

➤ 早くて2028年との見方

2%の制裁金は「当局ができるまで使えない」＝「できた日から使える」

行政制裁：上限は年間収入の2%

4つの類型(第57条2項)

- 1 書面による警告
- 2 処理の一時停止
- 3 削除・廃棄
- 4 **制裁金(2%以下)**

※科すのは個人データ保護庁(第57条4項)

GR 33/2026が確認した「2%」の射程

法的根拠・通知・本人の権利・漏えい通知・越境移転・ROPA・DPIA・DPO選任・安全管理・アカウントビリティ

- ・「収入」=純利益ではなく総収入
- ・本人の類型・人数も考慮し得る
- ・異議を申し立てても執行は止まらない

定額上限ではなく売上高連動 — 大企業ほど金額が大きい

刑事罰：法人の罰金は最大10倍

禁止は第65・66条／罰則は第67・68条(個人)

不法な取得・収集 拘禁 5年 50億ルピア

不法な開示 拘禁 4年 40億ルピア

不法な利用 拘禁 5年 50億ルピア

虚偽の作成 拘禁 6年 60億ルピア

法人(第70条)

罰金のみ
最大10倍

→ 最大600億ルピア

付加刑:没収・賠償(第69条)

2026年法律第1号が刑事規定を調整 — 法定刑は最新条文で確認

執行の現実:制裁金がなくても4つの経路

刑事

2023年の初判決以降、有罪判決が複数
OTP換金・職員データ売買
休眠口座の不正復活

行政(PSE)

Komdigiのアクセス遮断等
制裁金なしでも事業停止に近い効果

民事

損害賠償・クラスアクション
GR 33/2026が請求手続を具体化

業種規制

金融:OJK規則2023年第22号
事前警告なしの行政制裁もあり得る

GR 33:行政調査で犯罪の要素 → 警察へ通報し得る(行政と刑事が接続)

実際に何が起きてきたか:大規模漏えい

2020 Tokopedia

9,100万件
ダークウェブで売買

2021 BPJS Kesehatan

2億7,900万件が流出とされる

2022 SIM登録情報

Bjorka事案。13億件とされる

2023 Dukcapil(住民登録)

3億3,700万件

2024 NPWP(国税)

600万件
Komdigi・BSSN・警察が調査

2024 国家データセンター

ランサムウェアで
行政サービス停止

2023年BSI事案:警告・改善・勧告のみ

2026年時点:当局主導の正式な行政制裁はゼロ

→ 当局設立後、「最初の事例」を作る動機は十分にある

当局の執行は、いつ・どう始まるか

確実に言えること

設立は大統領規則(期限なし)
2027.1.16以降の不遵守は制裁対象
苦情・調査・異議の手続はGR 33

見通しとして言えること

初日から2%の制裁金は考えにくい
先に組織・人員とガイダンス整備
初期は警告・停止・削除命令など

最初に「文書の有無」で判定されやすい5項目

DPOの
選任・届出

プライバシー
通知

3×24時間の
漏えい通知

72時間の
本人請求対応

ROPAの
提示

実効性: 高める力と、抑える力

高める力

売上高連動の制裁金(2%)
刑事の実績／行政→刑事の橋渡し
PSE枠組みのアクセス遮断
業種規制(OJK)
本人の権利意識・集団訴訟

抑える力

個人データ保護庁が未設立
十分性リスト・SCC・BCR手続が未整備
当局の人員・予算の制約
解釈の不確実性(写しの起算点・DPIAの閾値)
GR 33の正式掲載をめぐる指摘

結論: 制裁金のリスクは当面低い。しかし、ゼロではない経路が複数ある

PART 3

日常の処理ルール

Q GR 33で、社内の何を作り込む？

ここで分かること

6つの法的根拠 / 同意の形式 / ROPA・通知 / DPIA / DPO / 委託先
/ 特別なデータ

6つの法的根拠(第20条第2項)

1 同意

形式要件が細かい(GR 33第32～35条)

2 契約の履行

目的・関係・権利・不処理の帰結を契約に明記

3 法的義務の履行

税務・労務など

4 生命に関する利益

本人その他の者の保護

5 公的任務

公共サービス・公権力の行使を含む

6 正当な利益

LIAと緩和策の文書化(例:セキュリティ監視・犯罪防止)

日本との違い:「正当な利益」が明文。全部同意は撤回リスクを自ら作る

同意の形式要件:ここがインドネシア独自

1

自由・意識的・特定の・明確

バンドル同意・事前チェックは不可

2

事前の情報提供(7項目)

根拠・目的・種類・保存期間・収集情報・処理期間・権利

3

取得の仕組み

情報と直接つながった電子的／非電子的な仕組み

4

欺瞞的手段の禁止

誤解を招く表示による取得は不可

商品・サービス提供目的なら
追加の開示4点

① データを受け取る第三者

② 勧誘の形態

③ 同意の撤回方法

④ 撤回後の勧誘を
申告する仕組み

日本の同意文言を訳すだけでは、要件を満たさない

ROPA:登録簿＋データフロー図(13項目)

管理者の情報	処理者の情報	DPOの情報	収集元	移転先
第三者アクセス	法的根拠	処理目的	データの類型	権利への対応
保存期間	安全管理措置	＋ 遵守の立証:措置・文書化・当局対応・監査		

ROPAがなければ、漏えいの3×24時間も、本人請求の72時間も守れない

棚卸し → 法的根拠の割当て → ROPA → 通知文へ反映

プライバシー通知: 間接取得も30営業日以内

間接取得の通知

30営業日

取得元: 関連会社・ベンダー・公開情報・企業結合など

通知の記載事項(10項目)

身元	法的根拠	処理目的
データの類型	保存期間	取得元
受領者・移転先	安全管理措置	ライフサイクル
本人の権利	アクセス可能な状態に保ち、更新する	

免責条項(管理者の義務を減じ・制限し・排除する条項)は禁止

DPIA: AI・IoTが明文で対象に

新技術

AI・機械学習・スマート技術・
IoTを明示

自動意思決定

プロファイリング／与信・採用
・保険引受け

大規模処理

数値基準なし。量・人数・期間
・地理的範囲等

DPIAに書くこと(第121条)

1 処理の記述
と目的

2 必要性・
比例性

3 権利への
リスク評価

4 保護措置

開始前に実施 → 措置を実施 → 文書化 → リスクが変われば見直し

DPO(PPDP):憲法裁判所が裾野を広げた

改正前の読み方

3要件を「かつ」で
すべて満たす場合のみ



憲法裁151号(2025年7月30日)

「かつ／または」
いずれか1つで選任義務

1

公共サービス
のための処理

2

大規模な定期的・
体系的監視

3

特定個人データ等
の大規模処理

GR 33:全処理への関与・上級管理職への直接アクセス・独立性・十分な資源・利益相反なし

EC・健康情報・金融／リース／割賦は該当の可能性が高い

委託先管理: 契約に何を書くか

第51条

処理者自身の義務(制裁の対象)

GR 33/2026

共同管理者・処理者の章

免責条項の禁止

責任限定条項の直訳は不可

DPA(委託契約)に入れる7項目

- 1 処理の範囲・目的・データの類型
- 2 管理者の指示に従う義務
- 3 安全管理措置の水準
- 4 漏えい時の報告期限(例: 24時間)**
- 5 再委託の可否・事前承諾
- 6 監査・証跡提出への協力
- 7 終了時の返還・削除

委託先の遅れは、管理者の3×24時間を食いつぶす

子ども・障害者・従業員のデータ

子ども

第25条

特別に処理
親／後見人の同意
PP Tunas等：
16歳未満を規律

障害者

第26条

特別に処理
特定の方法で説明
本人／後見人の同意

従業員

条文上の特則なし

同意は任意性が
疑われやすい
→ 契約・法的義務・
正当な利益で構成

法的根拠の割当ての段階で分けて検討(健康診断結果は特定個人データ)

PART 4

越境移転・PSE・国内保管

Q 日本本社・クラウドに
データを送ってよい？

ここで分かること

3段階の移転 / PSE登録と遮断 / 保管場所 / 集約の判断

越境移転: 3段階の枠組み(GR 33第160~174条)

事前1 マッピングと最小化

第1順位

十分性リスト

当局が認定した国・国際機関

現状: リスト未整備

事前2 手段とリスクの評価

第2順位

拘束力ある保護措置

拘束力ある文書／当局のSCC
／承認BCR

現状: 雛形・承認手続は未整備

事前3 本人への事前説明

第3順位

本人の明示的同意

一回限り・限られた人数・リスク
評価・当局と本人へ開示

現状: 定常的な移転には使えない

当面: 契約に保護条項＋記録と事前説明 → 当局の雛形が出たら差し替え

そもそもPSEとは:電子システム事業者

PSE

Penyelenggara Sistem Elektronik

電子システムを
提供・管理・運用する者

企業は「私的PSE」

根拠:PP 71/2019

登録対象(Permenkominfo 5/2020 第2条2項)

- 1 ポータル・サイト・アプリの提供
- 2 商品・サービスの提供や取引
- 3 決済等の金融取引サービス
- 4 有料デジタルコンテンツの配信
- 5 通信サービス
- 6 検索エンジン・電子情報の処理

EC・会員サービス・予約・SaaS・アプリは、ほぼ該当

PSE登録:使われ始める前に登録

登録の義務

PP 71/2019 第6条
Permenkominfo 5/2020 第2条1項

タイミング

利用者に
使われる前
(運用後では
遅い)

手続と証明

OSS経由で登録
登録証TDPSE
の交付

未登録の制裁

段階を踏まず
即アクセス遮断
(第7条)

登録済みでも違反があれば

警告 → 一時停止 → 遮断 → 登録抹消(PP 71/2019第100条)

省庁名は2025年にKominfo → Komdigi。古い資料は読み替え

PSE登録の執行:遮断は現に使われている

2022.7

未登録8社を遮断

Steam・Epic・PayPal・Yahooなどと報じられる。登録後に回復

2025.6

大手7社に警告状

Komdigiデジタル空間監督総局

2026.6.26

25社に登録要請

国外15社・国内10社、57のサイト・アプリ。期限7月3日

2026.9.16

25社に登録要請

国内23社・国外2社。交通・海運・EC・不動産・専門サービス

対象はテック企業に限らない。PDP法の執行がない＝行政リスクなし、ではない

データローカライゼーション(PP 71/2019)

公的PSE:原則として国内保管

第20条2項:国内で管理・処理・保管

第20条3項:技術がない場合のみ国外可

第20条4項:判断は省庁横断の委員会

私的PSE:国内・国外とも可

第21条1項:国内・国外・両方で可

条件:当局がシステムとデータに
アクセスできること

例外の例外:金融は業種規制が先

銀行・保険・決済・リースは、中央銀行規則(PBI)・OJK規則(POJK)を先に確認

2012年政令82号「原則すべて国内」→ 2019年政令71号「公的は国内、私的是は自由」

本社・クラウドへの集約：5段階で判断

1

業種の確認

金融等は
PBI／POJKが先

2

公的PSEか

政府業務の
受託は要注意

3

当局アクセス

クラウド契約で
協力・所在地開示

4

移転の根拠

UU PDPの
3段階のどれか

5

記録と説明

ROPAと移転前の
本人説明の証跡

見落としやすい3点

- ①グループ共通SaaSも対象
- ②バックアップ・DRサイトも保管場所
- ③国外からの管理者アクセスは実質的な国外処理と評価され得る

保管場所(PP 71)と移転の根拠(UU PDP)は別々に確認する

PART 5

本人の権利・M&A・漏えい

Q 請求や事故に、
72時間で動ける？

ここで分かること

9つの権利と72時間 / 企業結合の扱い / 3×24時間の漏えい通知

本人の権利:対応期限は「72時間」

1

情報提供

2

アクセス・写し

3

訂正

4

終了・削除・廃棄

5

同意の撤回

6

自動意思決定への
異議

7

処理の制限

8

損害賠償

9

ポータビリティ

72時間

以内に対応(GR 33/2026)

訂正・アクセス・写し・
同意撤回・処理の制限

GDPRは1か月、日本は「遅滞なく」— 桁が違う

72時間で回すために、事前に決めておくこと

1 受付窓口と一次対応者

2 本人確認の方法と証跡

3 検索対象システムの一覧

4 第三者情報の扱い(部分開示)

5 回答書式と記録の保存

本人確認

本人性と行使資格の双方を、目的・技術・時間に相応の方法で

起算点

原則:請求の受領時

写しの交付:本人確認の完了後と読める
(ガイダンス待ち)

請求が来てから考えても間に合わない — インドネシア語で事前に準備

企業結合：署名から完了までは共同管理者

取引前

未了・継続義務
の評価
DPIA更新の要否

署名～完了

両当事者を共同管理者
として扱う

移転時

データ共有契約の締結

通知

取引の前後に本人へ
移転・新管理者・時期・
異議の方法

共同管理者契約に定める事項

法的根拠／目的の関係／処理方法／データの類型／役割と責任の分担／連絡窓口

対象：合併・買収・連結・分割・解散 — DDの段階から意識する

漏えい通知: 3×24時間、本人にも当局にも

インドネシア

3×24時間

本人+当局の双方に書面
で

GDPR

72時間

当局へ
本人は高リスク時

日本

3～5日

速報(確報は30日)
委員会へ・本人にも

インドネシアは、最初から本人通知がセット

起算点と、3日で動くための前提

通知の内容(第46条)

開示されたデータ・いつ・どのように
講じた対応と復旧

記録(GR 33/2026)

影響データ・状況・結果・是正措置・通知時期
予防と対応の社内方針・手順を維持

起算点

「確実かつ合理的な根拠」で失敗を認定した時点(
ログ・フォレンジック報告等)

3日で動くための前提

- 1 影響範囲を特定できるROPA・データマップ
- 2 DPAに定めた処理者の報告期限
- 3 インドネシア語の本人通知の雛形

疑いの段階では動かないが、評価の引き延ばしは許されない

PART 6

2027年1月への準備

Q 残り約3か月、
何から着手する？

ここで分かること

GDPR対応からの差分 / 1月16日から逆算するロードマップ

GDPR対応からの「差分」だけを埋める

流用できるもの

データマッピングの考え方
法的根拠の選択とLIA
DPIAの方法論
DPAの雛形
漏えい対応の体制
DPOの設計

インドネシア固有の作り込み

同意の形式要件と追加開示
ROPAの記載事項と30営業日通知
3×24時間の本人通知／72時間の本人請求
越境移転の暫定手当てと事前説明
DPO選任義務の当てはめ(憲法裁151号)

未対応なら: 棚卸し → 法的根拠 → ROPA → DPO → 漏えい手順 → 同意画面 → 移転

ロードマップ:2027年1月16日から逆算

～2026年10月

現状把握

データの棚卸し
法的根拠の仮割当て
DPO選任義務の判定
主要委託先のDPA確認

2026年11～12月

文書の整備

ROPA(13項目)と保存方針
同意画面・通知文の作り直し
越境移転の一覧と契約
DPOの選任と連絡先公表

～2027年1月16日

運用の確立

漏えい手順書と通知文
72時間の本人請求フロー
DPIA対象の洗い出し
役職員への研修

最初に見られるのは「DPO」「ROPA」「漏えい時に動けるか」

よくある誤解6つ: 答え合わせ

× 当局がないから何もしなくてよい

→ 2024年10月から全面適用。刑事判決・遮断は現にある

× 施行規則がなく義務が曖昧

→ GR 33/2026が具体化(2027.1.16施行)

× 制裁金の上限は定額

→ 年間収入の2%。しかも総収入ベース

× DPOは大企業だけの話

→ 3要件のいずれか1つで義務(憲法裁151号)

× 本社移転は同意で足りる

→ 明示的同意は最後の手段。反復移転には不可

× GDPR対応済みだから流用できる

→ 同意の形式・ROPA・72時間対応は固有

日系企業の優先点検事項 7つ

1 DPO選任義務の判定と選任

2 処理活動の棚卸しと法的根拠の割当て

3 ROPAの記載事項と保存方針

4 漏えい3×24時間・本人請求72時間

5 本社・クラウドへの移転の整理(3段階)

6 同意画面と通知文の作り直し

7 AI・自動意思決定を含む処理のDPIA

着手順: DPO → 漏えい → 法的根拠

この3つは、当局の有無にかかわらず今日から着手できる

義務と規則の時間軸が、ねじれている

法律はある

2024年10月から
全面適用

当局はいない

2%の制裁金は
まだ発動されない

期限は来る

2027年1月16日
GR 33が施行

6か月の猶予自体は通常の立法実務。異例なのは、全面適用の2年後に施行規則が出たという順序

説明でき、記録があり、実際に動けるか — 「様子見」が最もリスクが高い

ありがとうございました

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

ご相談・お問い合わせ

TEL 03-5288-1021

m-watanabe@miyake.gr.jp

主な参照資料

- Undang-Undang No. 27 Tahun 2022 tentang Pelindungan Data Pribadi(UU PDP。2026年法律第1号により改正)
- Peraturan Pemerintah No. 33 Tahun 2026(GR 33/2026、全225条。2026年7月16日公布・2027年1月16日施行)
- Mahkamah Konstitusi 決定 No. 151/PUU-XXII/2024(2025年7月30日、DPO選任要件)／係属中 No. 236/PUU-XXIV/2026
- Peraturan Menteri Komdigi No. 1 Tahun 2025(デジタル空間監督総局による暫定監督)
- POJK No. 22 Tahun 2023(金融サービス分野の消費者保護。個人データの取扱いと行政制裁)
- Peraturan Pemerintah No. 17 Tahun 2025(PP Tunas。2026年3月28日本格適用)／Permenkomdigi No. 9 Tahun 2026
- Peraturan Pemerintah No. 71 Tahun 2019(登録第6条、設置場所第20条・第21条、制裁第100条)／Permenkominfo No. 5 Tahun 2020(登録第2条、制裁第7条)as amended by No. 10 Tahun 2021
- 原典・公的資料:JDIH Setneg／JDIH BPK／JDIH Komdigi／peraturan.go.id／Mahkamah Konstitusi RI／Komdigi公式発表
- 比較対象:個人情報保護に関する法律／令和8年法律第56号／GDPR
- クライアント・アラート:Rajah & Tann Indonesia(2026年9月3日)、ABNR(2026年9月15日)、K&K Advocates、Makarim & Taira S.、SSEK、Assegaf Hamzah & Partners、Nusa Advocates ほか
- 報道:Bisnis Indonesia(2026年9月13日、保護庁設立の大統領規則案の進捗)、大規模漏えい事案、Komdigiの2026年6月26日・9月16日のPSE登録要請

本資料は2026年10月時点の公開情報に基づく一般的な解説であり、個別案件に関する法的助言ではありません。GR 33/2026は参照版が正本かを、UU PDPの条文・法定刑は最新の改正を確認してください。